

障害支援区分認定調査員 基礎研修

大項目3・4

天草東地域障がい相談支援センターリーフ
障がい者支援センターリンク
主任相談支援専門員 荒木宗憲

【第3群】意思疎通等に関連する項目（6項目）

【第4群】行動障害に関連する項目（34 項目）

精神障がい

○脳の機能に異常が生じることによって、感情、思考、行動に影響を及ぼす疾患です。これにより、日常生活において著しい苦痛や機能障害が生じることがあります。

【特徴】

- ・ 陽性症状 : 幻覚や妄想が特徴的な症状
- ・ 陽性症状 : 意欲低下、集中力の低下など
- ・ 認知や行動の障害 : 考えがまとまりにくく何が言いたいのか分からなくなる。相手の話の内容がつかめず、周囲にうまく合わせるができない。

統合失調症、うつ病、躁うつ病、依存症（薬物、アルコール等）など

知的障がい

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障を生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されている。

【程度別の特徴】

①軽 度:就学前に明らかな発達差が分かりにくい

※学齢期において読み書き・計算などを身につけるのが難しい場合がある

②中等度:就学前、言葉の発達はゆっくりである

※学齢期においては、コミュニケーションや読み書き・計算など理解などの発達はゆっくりで、ある程度の水準にとどまる

③重 度:幼児期では会話するのが難しい

※食事・身支度・入浴など何らかの支援が必要

④最重度:会話によるコミュニケーションなどは難しい

※自分の欲求や感情などは非言語的なコミュニケーションを通して表現する

発達障がい

○生まれつきの脳の働きにアンバランスさがあり、集中力やコミュニケーション能力、読み・書き・計算などに困難が生じる障がいのことです。

【特徴】

- ①集中しづらい（不注意）
- ②多動・多弁（じっとしてられない、落ち着きが無い）。
- ③衝動性が強い（考える前に行動してしまう）。
- ④感覚過敏があり、音や触覚に対する過敏さが見られる。
- ⑤学習障害や特定の学習困難が伴うことが多い。

ASD（自閉スペクトラム症）、 ADHD（注意欠如・多動症）、 LD（学習障害）

特記事項の記載が重要

- 審査会委員は特記事項を見て対象者の状態をイメージする。
- 行動障害の記載は調査員の障がいへの理解が重要。

【第3群】意思疎通等に関連する項目（6項目）

- 調査員マニュアル(ダウンロード版) P73～P78
- ハンドブックP104～P115



(3-1)視力

■視力（物や文字が見えるかどうか）について、確認する。

【確認の方法】

- ・「視力確認表」を提示し、例えば「何本に見えますか」などと聞く。
- ・調査員が、自分の手を視力確認表と同じような形にして、上記と同様に聞く。

判断基準

- [1. 日常生活に支障がない]
 - 新聞や雑誌等の文字が見える等、日常生活に支障がない程度の視力を有している場合。
- [2. 約1 m離れた視力確認表の図が見える]
 - 新聞や雑誌等の文字は見えないが、約1 m離れた視力確認表の図が見える場合。
- [3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える]
 - 約1 m離れた視力確認表の図が見えないが、目の前に置けば見える場合。
- [4. ほとんど見えない]
 - 目の前に置いた視力確認表の図がほとんど見えない場合。
- [5. 全く見えない]
 - 目の前に置いた視力確認表の図が全く見えない場合。
- [6. 見えているのか判断不能]
 - 意思疎通ができず、見えているのか、日常生活に支障があるのか判断できない場合。

(3-1)視力

留意点

- 照明を使用する等、**明るい状態**で確認する。
- 見えたり見えなかったりする場合は、「**見えない状況**」に基づき判断し、その詳細を「**特記事項**」に記載する。
- 「**眼鏡やコンタクトレンズ**等を使用している場合」は、「**使用している状況**」に基づき判断する。
- 夜盲（暗い部屋で視力が著しく低下する等）や、視力以外の視覚障害（視野欠損、視野狭窄、複視等）については、「**特記事項**」に記載する。

(3-2)聴力

■聴力（音や声が聞こえるかどうか）について、確認する。

判断基準

[1. 日常生活に支障がない]

○ 日常生活における会話に支障がなく、普通に聞き取れる場合。

[2. 普通の声がやっと聞き取れる]

○ 普通の声で話すと聞き取りにくく、聞き間違えたりする場合。

[3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる]

○ 耳元で大きな声で話したり、耳元で大きな音を立てると何とか聞こえる、あるいは、かなり大きな声や音でないと聞こえない場合。

[4. ほとんど聞えない]

○ ほとんど聞えないことが確認できる場合。

[5. 全く聞えない]

○ 全く聞えないことが確認できる場合。

[6. 聞えているのか判断不能]

○ 意思疎通ができず、聞こえているのか、日常生活に支障があるのか判断ができない場合

(3-2)聴力

留意点

- 大きな雑音、気が散るようなテレビや音楽がない等、調査が可能な状態で確認する。
- 「聞こえたり聞こえなかったりする場合は、「聞こえない状況」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 「補聴器等を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する

(3-3) コミュニケーション

■ 家族や友人、支援者等とのコミュニケーション（意思疎通）ができるかどうか、その方法について、確認する。

判断基準

[1. 日常生活に支障がない]

- 日常生活におけるコミュニケーションに支障がない場合。

[2. 特定の者であればコミュニケーションできる]

- 特定の者であればコミュニケーションできる場合。
- 特定の話題や状況であればコミュニケーションできる場合。

[3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる]

- 音声言語による会話ではコミュニケーションできないため、手話や筆談、メール、意思伝達装置等でコミュニケーションする場合。

[4. 独自の方法でコミュニケーションできる]

- 独自の方法（本人独特の身振りや仕草）でコミュニケーションする場合。
- 重度肢体不自由のため、まばたき等でコミュニケーションする場合。
- 盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）のため、触手話や指点字等でコミュニケーションする場合。

[5. コミュニケーションできない]

- 重度の知的障害、精神障害や意識障害等のため、コミュニケーションできない場合。
- コミュニケーションできているかどうか判断できない場合

(3-3) コミュニケーション

留意点

- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・ 「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・ 「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

◆ 「特定の者であれば、会話以外の方法でコミュニケーションができる場合」といったように、選択肢2と選択肢3が重複する状況の場合は、「3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる」を選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

(3-4)説明の理解

家族や友人、支援者等からの説明を理解できるかどうかについて、確認する。

判断基準

[1. 理解できる]

- 説明を全て理解し、それに反応（返事、うなづき、無視等）する場合。

[2. 理解できない]

- 説明を全ては理解できず、説明に応じた行動ができない場合。

[3. 理解できているか判断できない]

- 説明を理解できているか判断できない場合

(3-4) 説明の理解

留意点

- 対象者が使用するコミュニケーション方法で説明を行った場合に基づいて判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を特記事項に記載する。

(3-5) 読み書き

読み書き（文章を読むこと、書くこと）について、支援が必要かどうかを確認する。

判断基準

[1. 支援が不要]

- 何らかの支援がなくても、「読み書き」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

- 「読み書き」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。
- 「読み書き」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 書くことはできないが、パソコン等の代用手段がある場合。

[3. 全面的な支援が必要]

- 「読み書き」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。
- 「読み書き」の目的や内容を理解していない場合。
- 視覚障害や盲重複障害のため、点字等を使用している場合。
- 学習障害のため、読み書きが困難な場合

(3-5) 読み書き

留意点

- 「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 - ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 - ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。
- 「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。
- 「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

◆ 「単語の読み書き」はできるが、「文章の読み書き」ができない場合は、「文章の読み書き」のために必要とされる支援の内容を確認することで、「選択肢2又は3」のどちらかを選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

(3-6) 感覚過敏・感覚鈍麻

感覚過敏・感覚鈍麻（発達障害等に伴う感覚の過敏や鈍麻）の有無を確認する。

【感覚過敏・感覚鈍麻の例】

- ・触覚（人との接触をいやがる、服を着られない）
- ・視覚（光や色を過剰に感じる、テレビの画面がチカチカする）
- ・聴覚（音が過剰に聞こえる、雑音を排除できない）
- ・嗅覚（においを過剰に感じる、いい香りでも気分が悪くなる）
- ・味覚（特定の味を過剰に感じる、腐った食べ物等を不快に感じない）
- ・痛覚（痛みを過剰に感じる、痛みに対して鈍感、火傷をしやすい）
- ・温覚（暑い、寒い、冷たいの感覚が鈍い、または過剰に感じる）

判断基準

- [1. ない]
 - 感覚過敏・感覚鈍麻がない場合。
- [2. ある]
 - 感覚過敏・感覚鈍麻が確認できた場合

(3-6) 感覚過敏・感覚鈍麻

留意点

- 「感覚過敏・感覚鈍麻があつたりなかつたりする場合」は、「2. ある」を選択する。
- 感覚過敏・感覚鈍麻を実際に確認することは難しいため、家族や支援者等から具体的な状態やそれに対する対応等を聞き取りして、その詳細を「**特記事項**」に記載する。

◆調査目的に「発達障害等に伴う感覚の過敏や鈍麻の有無を確認する」とあるが、脊髄損傷など、身体障害に伴う感覚の鈍麻がある場合は、「2. ある」と判断する。ただし、日常生活の状況や、感覚過敏・感覚鈍麻の種類等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある

【第4群】行動障害に関連する項目（34 項目）

- 調査員マニュアル（ダウンロード版）P79～P83
- ハンドブックP116～P131



<判断基準の確認>

調査目的

日常生活における行動上の障害への支援の必要性の有無と頻度を確認する。

- **調査日前の1か月間**について確認する。
- **場所や場面、接する相手等は問わない。**
- 行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する。そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。
- 「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は、過去1年間程度の「支援が必要な状態にある1か月間」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
- 各項目（4-1～4-34）の記載内容は例示であるため、**同様の状態にあると考えられる場合**は該当する選択肢を選び、その頻度や程度、支援の詳細な状況を「**特記事項**」に記載する。

<判断基準の確認>

1. 支援が不要

○行動上の障害が現れる可能性がほとんどない場合

2. 希に支援が必要

○行動上の障害が現れる可能性があるが、調査日前の1か月間には表れていない場合

3. 月に1回以上の支援が必要

○調査日前の1か月間に、1回以上現れている場合

4. 週に1回以上の支援が必要

○調査日前の1か月間に、毎週1回以上現れている場合

○調査日前の1か月間に、2回以上現れている週が2週以上ある場合

5. ほぼ毎日（週に5日以上）支援が必要

○調査日前の1週間に、週5日以上現れている場合

○調査日前の1か月間に、5日以上現れている週が2週以上ある場合

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-1)被害的・拒否的

- 実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的な思い込みがある場合。
- 他者を信頼しない、相手の善意を疑う、話し合いや本人のためになされた提案を受け入れない等、**他者に対して疑い深く拒否的な場合。**

- ◆ 「被害的」には、実際は盗られていないものを盗られたと言う場合など、「実際にはなかった」ことを「実際にあったこと」として、被害的な思い込みを持つ場合を想定しており、実際にあったことを誇張する場合は含まない。ただし、その誇張する行為に関して、必要とされる支援の度合いに影響があると考えられる場合には、その具体的な状況の特記事項に記載する。
- ◆ 「拒否的」には、他者に対して疑い深く拒否的である場合を想定しており、提案の内容を**理解できないために受け入れない場合**は含まない。ただし、提案の内容を理解できないことに関して、必要とされる支援の度合いに影響があると考えられる場合には、その具体的な状況の特記事項に記載する。
- ◆ 「他者に対して疑い深く拒否的な場合」とあるが、疑い深く拒否的な対応をとる**相手が一部の者に特定されている場合**も含まれる。ただし、日常生活の状況（疑い深く拒否的な対応をとる相手が一部の者に特定されていること）等の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-2)作話

- 事実とは異なる話や、自分に都合の良いような話をする場合。

◆ 「自分に都合の良いような話をする場合」とは話をする相手が一部の者に特定されている場合も含まれる。ただし、日常生活の状況（自分に都合の良いような話をする相手が一部の者に特定されていること）等の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

(4-3)感情が不安定

- 感情の起伏により、感情が不安定な状態の場合

◆ 不安定の程度とは、「何らかの支援が必要となる程度」という理解でよい。ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-4)昼夜逆転

- 夜に寝られなかった結果、日中寝てしまう、夜になると活動的となり寝ようとしめない等、昼夜の生活が逆転することで、日中の生活に支障が生じている場合。
- 夜間の不眠や活動を改善するため、睡眠薬等を内服している場合。

(4-5)暴言暴行

- 言葉による暴力（暴言）と相手を傷つける暴力（暴行）のいずれか、あるいは両方が現れる場合。

(4-6)同じ話をする

- 何度も同じ話や同意を求めたり、**独語**を繰り返す場合。

(4-7)大声・奇声を出す

- 周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。
- 物などを使って**周囲に不快な音**を立てる場合を含む。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-8) 支援の拒否

- 支援者による支援や介助等を受け入れず、支援や介助等に支障がある場合。
- 支援や介助等の内容を理解できないため、支援を拒否する場合。

◆ 「支援者による支援や介助等を受け入れず」とは、誰に対してもではなく、支援や介助等を受け入れない相手が一部の者に特定されている場合も含まれる。ただし、日常生活の状況（支援や介助等を受け入れない相手が一部の者に特定されていること）等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

(4-9) 徘徊

- 歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回る等、動き回る行動がある場合。

(4-10) 落ち着きがない

- 施設や自宅等で、しきりに外に出ようとしたり、施設や自宅内で動き回る等、その場での行動に落ち着きがない場合。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-11)外出して戻れない

- 施設や自宅等から外出すると、戻れなくなる場合。
- 施設等の建物、敷地内で、自分の部屋に戻れなくなる場合。
- 施設や自宅等の場所や周辺の地理を理解していない場合。

(4-12) 1人で出たがる

- 外出する時には見守り等の支援が必要だが、1人で外出しようとするため目が離せない場合。
- 1人で外出しようとするが、環境上の工夫等があるため、外に出ていない場合。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-13)収集癖

- 周囲の迷惑となったり、日常生活に支障が生じるような収集癖がある場合。(集める物や方法は問わない。)
- 収集癖を未然に抑える支援を行っている場合。

◆収集癖の程度は、『周囲の迷惑となったり、日常生活に支障が生じるため「何らかの支援が必要となる程度」』という理解でよい。ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

(4-14)物や衣類を壊す

- 物を壊す、衣類を破く、物や衣類を捨てる等の行動によって日常生活に支障が生じる場合。
- 物を壊す等の行動をとるが、環境上の工夫等があるため、物を壊していない場合。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-15)不潔行為

- 弄便(尿)など排泄物を弄ぶ、尿を撒き散らす、痰や唾を吐き飛ばす、便に触れた手で周囲の物に触る等の行動によって日常生活に支障が生じる場合。
- 不潔行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

(4-16)異食行動

- 食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする異食行動がある場合。
- 異食行動を未然に抑えるため、異食しそうなものを周囲に置かない場合。

◆ 「食べられないもの」とは、食品以外のものに限定せず、食品であっても本来であれば口に入れないもの(腐っている食べ物等)も含まれる。ただし、特に「選択肢2~5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-17)ひどい物忘れ

○ ひどい物忘れがあるために、日常生活に支障が生じる場合。

◆障害の特性により、覚えること自体ができない場合は、「1. 支援が不要」と判断する。ただし、日常生活の状況（そもそも覚えること自体ができないこと）等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

(4-18)こだわり

○ 特定の考え、物、人等に対する強いこだわりがあるために、スムーズに行動することができない等、日常生活に支障が生じる場合。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-19) 多動・行動停止

- 特定の物や人(対象が明確でない場合も含む。)に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまう場合。
- 生活場面において、目的や意味が理解できず、行動に支障をきたす場合。

◆ 「多動・行動停止」には、例えば、突然の予定変更があると行動が停止したり、落ち着きがなくなるなど、当初の計画以外の行動をとることができない場合も含まれる。ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

(4-20) 不安定な行動

- 予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況等が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合。
- 不安、恐怖、焦燥等にかかられて衝動的な行動がある場合。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-21) 自らを傷つける行為

- 自ら傷跡が残るほど自分の体を叩いたり傷つける、頭髪を抜く、手首を切る、多量の薬を服用する等、自分の体を傷つける行為がある場合。
- 自分の体を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

- ◆ 「自らの体を傷つける行為がある場合」とは、「習慣性のある自傷行為」に限らず、パニック等の不安定な行動時における「突発的な自傷行為」も含まれる。ただし、日常生活の状況や、何らかの支援が必要となる。具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。
- ◆ 「自らの体を傷つける行為」とは、体の表面上に傷をつける行為に限定せず、例えば、農薬や他の家族の薬を飲んでしまうなど、「体の表面上に傷をつける行為ではないもの」も含まれる。ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。
- ◆ 壁に頭を強く打ちつける行為があるため、何らかの支援が必要な状況にあるが、その行為自体について、壁を壊すことを目的とした行為であるのか、自らの体を傷つけることを目的とした行為であるのかが判断できない場合、「自らを傷つける行為」への支援の必要性の有無と頻度を確認するものであり、自傷行為の目的は問わない為、何らかの支援が必要とされる支援の内容やその頻度等を確認することで、「選択肢2～5」のいずれかを選択するとともに、日常生活の状況等の特記事項に記載する。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-22)他人を傷つける行為

- 他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。
- 壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける危険性がある場合
- 他人を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

(4-23)不適切な行為

- 興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある場合。

例:急に他人に抱きつく、断りもなく物を持ってきてしまう、他人をのぞき込む、急に他人に接近する

- 不適切な行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-24)突発的な行動

- 関心が強い物や人（対象が明確でない場合も含む。）を見つけたら、突然そちらへ走っていってしまう等、突発的な行動がある場合。
- 突発的な行動を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

(4-25)過食・反すう等

- 過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-26) そう鬱状態

- 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には抑鬱気分により思考力が低下し、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合。時に死にたいと言ったそぶりを示し、危険を防止するために誰かがそばについているなどの配慮が必要とされる場合。
- 気分の高揚により、活動性が亢進し、様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため、その結果は失敗に終わることが多く、社会生活に影響を及ぼす場合。時に自尊心の肥大から、他者への攻撃性が高まり、暴力的になることもあるため、社会的な対応が必要とされる場合。
- 上記の状態が繰り返される場合。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-27)反復的行動

- ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとられる等により、動作に時間がかかり日常生活に支障が生じる場合。

例：必要以上に手を洗う、必要以上に施錠を確認する

◆ 「反復的行動」には、例えば、知的障害の特性（こだわり）を起因とした固執や反復、儀式的行為により、日常生活に支障が生じている場合も含まれる。ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-28)対人面の不安緊張

- 人に会うと緊張状態になる、危害を加えられるのではないかという強い不安が生じる等のため、外出等ができない場合。
- 長期にわたって引きこもり状態である場合は、「5. ほぼ毎日(週5日以上)ある」を選択。

◆ 「長期にわたって引きこもり状態である場合」の「長期」とは、1か月程度を想定している。ただし、1か月程度に満たない引きこもり状態であっても、必要とされる支援の度合いに影響があると考えられる場合には、その具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-29)意欲が乏しい

○ 行動を計画したり実行したりする意欲が乏しいため、周りから言われないと何もしていない場合。

例：一日中横になっている、自室に閉じこもって何もしていない

○ 行動を促す他者からの働きかけがあっても動かない場合。

◆ 「周りから言われないと何もしていない場合」とは、「周りから行動を促す働きかけがあっても何もしない（動かない）場合も含まれる。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-30)話がまとまらない

- 話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く意図しない反応が返ってくる等、会話が成立しない場合。
- 自分のしたい話を一方的に相手にかまわずにする場合。

◆ 「会話が成立しない場合」とは、音声言語による会話に限らず、手話や筆談等のコミュニケーション手段を用いた場合も含まれる。ただし、特に「選択肢2～5」のいずれかを選択した場合には、何らかの支援が必要となる具体的な状況の特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

(4-31)集中力が続かない

- 集中力が続かないため、家庭内やその他の生活の場での役割や課題を最後までやり遂げられない場合。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-32) 自己の過大評価

○ 現実にはそぐわない特別な地位や能力等が自分にあると信じて、それを主張する場合。

◆ 「現実にそぐわない特別な地位や能力等」とは、現実にそぐわない特別な評価を信じ込んでいる場合等の「誇大妄想」を想定している。単に「仕事ができる」や「調理ができる」といった本人の意思表示のみをもって評価するものではない。

(4-33) 集団への不適応

○ 家族や家族以外の社会参加の機会を拒否したり、その場においても一緒に行動できない場合。

【第4群】行動障害に関連する項目

(4-34) 多飲水・過飲水

○ 水中毒になる危険が生じるほど、水を大量に飲む又は飲もうとする場合。

◆ 「水中毒になる危険が生じるほど、水を大量に飲む又は飲もうとする場合」とは、水中毒に至る飲水量には個人差があるため、**飲水量ではなく**、水中毒の症状である「頭痛や嘔吐、けいれんや昏睡等の症状が生じるほど、水を大量に飲む又は飲もうとする場合」として判断。